

2021年5月1日

比較法学会
理事長代行 浅香 吉幹
幹事 大西 楠テア
高橋 脩一

会員各位

比較法学会第84回総会を、下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

比較法学会第84回総会

日時： 2021年6月5日（土）・6日（日）

開催方法： オンライン開催

参加方法： 比較法学会ホームページ上の特設ページから Zoom ミーティングの URL にアクセス
（詳細は24頁以下を参照）

特設ページのパスワード：**hikakuhou2021**

<6月3日から特設ページにアクセス可能となります>

※ 報告タイトル・時間・司会者などは変更の可能性がありますので、お含みおきください。

※ 非会員につきましては、比較法学会ホームページから参加登録を行った場合に限り、聴講者として無料で参加可能です。但し、人数に上限があります（先着順）。

I. 概要

第1日：6月5日（土）

部会報告 9：00～12：55

英米法部会

大陸法部会

アジア・社会主義法部会

	英米法	大陸法	アジア・社会主義法
9:00 - 9:55	中田	神澤	渠
10:00 - 10:55	熊代	村山	柴田
11:00 - 11:55	宮原	矢島	大場
12:00 - 12:55	山口		

<ミニ・シンポジウムA> 9：00～12：00

「アメリカの大学におけるロースクールの発展とその社会性」

【日英同時通訳=Zoomでのオンライン通訳機能を使用】

休 憩 12：55～13：30

理 事 会 12：55～13：30

会 員 総 会 13：30～14：00

<ミニ・シンポジウムB～E> 14：00～17：00

B「東アジア民主化諸国における移行期正義と法の比較」

C「EUと日本におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制の比較と
課題」

D「言語をめぐる法制度および言語権の比較研究」

E「アメリカ憲法訴訟の司法制度的・訴訟手続的基礎」

第2日：6月6日（日）

シンポジウム 9：30～16：30

「リーガル・プロフェッション論」

午 前 の 部 9：30～12：00

休 憩 12：00～14：00

理 事 会 12：00～14：00

午 後 の 部 14：00～16：30

質 疑 ・ 討 論 16：00～16：30

Ⅱ. プログラム詳細

***** 第1日（6月5日（土））*****

○ 部会報告 9:00~12:55

英米法部会

- 9:00~9:55 中田裕子（東京大学特任助教）
「アメリカにおける住宅ローン市場規制と担保権実行手続き回避策」
司会：岩田太（神奈川大学、本会理事）
- 10:00~10:55 熊代拓馬（青山学院大学助教）
「米国 M&A 訴訟をめぐる訴訟当事者のインセンティブの歪み」
司会：会沢恒（北海道大学、本会理事）
- 11:00~11:55 宮原均（東洋大学教授）
「思想の絶対的自由と外部的行為の規制—アメリカにおける判例法理の展開」
司会：中村民雄（早稲田大学、本会理事）
- 12:00~12:55 山口哲史（関東学院大学非常勤講師）
「イギリス憲法におけるコモン・ローの再燃と権力分立の質的变化」
司会：中村民雄（早稲田大学、本会理事）

大陸法部会

- 9:00~9:55 神澤真佑佳（沖縄大学講師）
「損害発生に被害者が意図的に関与した場合の損害賠償責任の減免に関する序論的考察——ドイツ法における自己危険に基づく行為の概念の解消に関する議論を手がかりに——」
司会：渡邊泰彦（京都産業大学、本会理事）
- 10:00~10:55 村山淳子（西南学院大学教授）
「適格な法とは何か——ドイツ医療契約法の法的視点」
司会：神野礼斉（広島大学、本会理事）
- 11:00~11:55 矢島秀和（白鷗大学准教授）
「フランチャイズ契約締結過程における情報提供義務
- フランスにおける議論を参考に -」
司会：横山美夏（京都大学、本会理事）

アジア・社会主義法部会

- 9:00～9:55 渠遥（東京大学博士課程）
「中国民事時効法における例外的延長規定について」
司会：高見澤磨（東京大学、本会監事）
- 10:00～10:55 柴田正義（名古屋大学博士後期課程）
「現代ロシアにおける人権制約原理の運用と限界
—2002年過激主義活動対策法と信教の自由を素材として—」
司会：渋谷謙次郎（早稲田大学、本会理事）
- 11:00～11:55 大場佐和子（日本学術振興会特別研究員）
「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法裁判所
—デイトン憲法の矛盾と憲法擁護義務とのジレンマ」
司会：渋谷謙次郎（早稲田大学、本会理事）

○ ミニ・シンポジウム A 【日英同時通訳=Zoomでのオンライン通訳機能を使用】

- 9:00～12:00 「アメリカの大学におけるロースクールの発展とその社会性」
責任者：宮川成雄（早稲田大学、本会理事）
- 「アメリカの大学におけるロースクールの位置づけと歴史的発展」 宮川成雄（早稲田大学）
「アメリカのロースクールにおける法学研究の意義と課題」 原口佳誠（関東学院大学）
「イギリスにおける法専門職教育の発展と変遷」 宮下摩維子（駿河台大学）
「アメリカのロースクールにおける臨床法学教育と社会貢献」 ピーター・ジョイ
(ワシントン大学セントルイス)

**ミニ・シンポAの報告資料は以下のURLからダウンロード可能です

https://drive.google.com/drive/folders/14IzYfC2sjZ53pkikVcW_jXGP61rQNiLm?usp=sharing

休 憩	12:55～13:30
理 事 会	12:55～13:30
会 員 総 会	13:30～14:00

○ ミニ・シンポジウムB～E 14:00～17:00

ミニ・シンポジウム B

- 「東アジア民主化諸国における移行期正義と法の比較」
責任者：阿曾正浩（北見工業大学）
- 「台湾における移行期の正義と人権回復の努力」 鈴木賢（明治大学）
「国家による反人権的不法行為に対する韓国司法の役割」 牧野力也（東京家政学院大学）
「インドネシアにおける権威主義体制期の人権侵害とポスト権威主義憲法体制」 島田弦
(名古屋大学)

ミニ・シンポジウム C

- 「EU と日本におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制の比較と課題」
責任者：川和功子（同志社大学）
- 「企画趣旨」
松本恒雄（一橋大学名誉教授）
- 「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約に関する EU 指令、物品売買指令とイギリスの 2015 年消費者権利法における契約適合性について」
川和功子（同志社大学）
- 「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約における救済手段」馬場圭太（関西大学）
- 「ドイツ法におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制—給付の瑕疵概念を中心に」
芦野訓和（専修大学）
- 「日本におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制—EU との比較と課題」
松本恒雄（一橋大学名誉教授）

ミニ・シンポジウム D

- 「言語をめぐる法制度および言語権の比較研究」
責任者：渋谷謙次郎（早稲田大学、本会理事）
- 「言語法/言語権に関する概要」
渋谷謙次郎（早稲田大学）
- 「中国における言語法/言語権」
小田格（中央大学）
- 「EU における言語法/言語権」
木場修司（早稲田大学・博士後期課程）
- 「旧ソ連諸国における言語法/言語権」
竹内大樹（神戸大学・博士課程）
- 「日本における言語法/言語権」
杉本篤史（東京国際大学）

ミニ・シンポジウム E

- 「アメリカ憲法訴訟の司法制度的・訴訟手続的基礎」
責任者：会沢恒（北海道大学、本会理事）
- 「企画趣旨説明」
会沢恒（北海道大学）
- 「憲法訴訟の回路と救済」
大林啓吾（千葉大学）
- 「司法判断適合性、当事者適格」
小林祐紀（琉球大学）
- 「アミカス・キュリィ」
御幸聖樹（同志社大学）
- 「選挙関連訴訟の手続」
吉川智志（帝京大学・助教）
- 「コメント・カナダ憲法の観点から」
白水隆（千葉大学）
- 「コメント・ドイツ憲法の観点から」
柴田憲司（中央大学）
- 「コメント・民事訴訟法の観点から」
内海博俊（立教大学）

***** 第2日(6月6日(日)) *****

○ シンポジウム 9:30~16:30

「リーガル・プロフェッション論」

責任者：宮川成雄(早稲田大学、本会理事)

午前の部 9:30~12:00

「企画趣旨」9:30~9:40

宮川成雄(早稲田大学)

「イギリス」9:40~10:20

幡新大実(大阪女学院大学)

「アメリカ」10:20~11:00

楠田弘子(ロヨラ大学ニューオリンズ校)

「フランス」11:00~11:40

山倉愛(二松学舎大学)

質疑 11:40~12:00

休憩 12:00~14:00

理事会 12:00~14:00

午後の部 14:00~16:30

「ドイツ」14:00~14:40

小川浩三(専修大学)

「中国」14:40~15:20

胡光輝(北陸大学)

「日本」15:20~16:00

石田京子(早稲田大学)

質疑・討論 16:00~16:30

**報告資料は以下の URL からダウンロード可能です

<https://drive.google.com/drive/folders/1j1R5JnE0DH17SRU1-v47zdD5HAhkWbNI?usp=sharing>

Ⅲ. 要 旨

***** 部 会 報 告 *****

◎ 英米法部会

アメリカにおける住宅ローン市場規制と担保権実行手続き回避策

中田 裕子

(東京大学大学院法学政治学研究科・特任助教)

本報告では、リーマン・ショック以降の住宅ローンの担保権実行手続き、および、その後の規制や制度の変化を検討する。

2008年に起こったサブプライム・ショックに伴い、アメリカでは、住宅ローン (mortgage) が次々に担保権実行される担保権実行危機 (foreclosure crisis) が起こった。

この担保権実行危機が起こった背景にある、アメリカの持ち家政策を含んだ住宅政策について概観した上で、その後に講じられてきた担保権実行 (フォークロージャー) 手続き回避策について検討する。具体的には、①担保権実行権者に関する判例、②担保契約の見直しに関する政策、③モーゲージ証券への規制という3つの点から、いかに担保権実行手続きが回避されるようになってきているかということを示したい。

また本報告では、担保権実行を回避する工夫が存在する高齢者向け住宅ローン (リバース・モーゲージ; reverse mortgage) についても比較検討したい。

関連文献：中田裕子『アメリカのホーム・エクイティ・コンバージョン・モーゲージと日本のリバース・モーゲージへの示唆』南山法学第42巻2号 pp.65-87

米国 M&A 訴訟の濫訴化とその対応

熊代 拓馬

(青山学院大学法学部・助教)

近時、米国では M&A に関する訴訟が頻繁に提起されている。これらの訴訟の多くは訴えの取下げまたは和解で終結し、とりわけ和解に関しては原告株主が得るものと被告会社・取締役が得るものの不均衡が生じている。そこで、本報告では近時の M&A 訴訟の濫訴化の背景を分析する。具体的には、弁護士費用の負担をめぐるルール、M&A 訴訟においてよく見られる和解案の内容、和解案に対する裁判所の審査を整理し、諸要素が相まって訴訟関係者にインセンティブの歪みが生じていることを明らかにする。

あわせて、本報告では、M&A 訴訟の濫訴化に対するデラウェア州会社、裁判所、法改正の対応を分析する。具体的には、会社内部関係訴訟に関する裁判管轄を制限する附属定款の規定や被告会社・取締役に生じた弁護士費用を敗訴原告株主に負担させる附属定款の規定に関する判例・立法動向、および和解案の審査における裁判所の立場の変化を整理し、一連の対応が濫訴の抑制にいかにか寄与しているか確認する。

関連文献：熊代拓馬「株主による法の実現と濫訴の抑制の均衡—米国の M&A 訴訟と弁護士費用の負担」比較法研究 81 号 243 頁以下 (2020)

思想の絶対的自由と外部的行為の規制—アメリカにおける判例法理の展開

宮原 均

(東洋大学・教授)

本報告においては、外部的行為に対する規制が、その内面である思想・信仰等にいかなる影響を与えるかについて、合衆国最高裁の判例法理の展開を紹介しつつ、検討を試みる。

対象となる領域は主として3つである。1. 信仰に反する行為の強制及び信仰を理由とする一般的義務の免除。 2. 意に反する団体への加入・会費等の徴収及び謝罪等の強制。 3. わいせつ表現物等の単純所持規制。いずれも合衆国憲法修正第1条の問題として提起され、1. は、納税や薬物使用禁止など、正当な一般的義務履行の強制による信仰への影響、2 は、出捐行為と内面への影響及び表現の強制と倫理、3 は、わいせつ表現物等の規制と国家権力による洗脳、という観点から判例法理を紹介していく。

外部的行為への規制が、いかなる理由から、どのような方法によってなされ、それが、内面にいかなる影響を及ぼしているか、3つの領域で提起された問題を中心に、修正第1条による内面への保障の問題を横断的に分析する報告としたい。

関連文献：①拙稿「信仰を理由とする一般的義務の免除と公益及び第三者への影響—合衆国最高裁の判例法理の傾向—」東洋法学 63 卷 1 号 31 頁(2019 年 7 月)；②拙稿「労働組合による会費等の強制徴収と修正 1 条—合衆国最高裁判所の判例法理の展開—」東洋法学 63 卷 2 号 1 頁 (2020 年 1 月)；拙稿「謝罪の強制と言論の自由—アメリカにおける判例法理の分析」東洋法学 63 卷 3 号 (2020 年 3 月) 掲載決定

イギリス憲法におけるコモン・ローの再燃と権力分立の質的变化

山口 哲史

(関東学院大学・非常勤講師)

2010 年ごろから、イギリスの裁判所は、欧州人権条約・欧州人権裁判所の判例を参照しつつも、コモン・ローを中心に人権保障を展開しようとする「コモン・ローの再燃 (common law resurgence)」と呼ばれる傾向の判例法を形成している。本報告は、このコモン・ローの再燃における公権力の行使に関する判例法の変化を扱う。

従来の裁判所は、警察のネグリジェンス責任の要件たる注意義務や、外交安全保障事項に関する公権力の行使をめぐる訴えを多くの場合に棄却してきた。司法判断の消極性は、恣意的権力の行使を助長する可能性がある。コモン・ローの再燃のなかで、裁判所は政府や公的機関の法的責任を制限ないし否定する法理の射程を狭めてきている。このような司法による人権保障の拡充と政治部門の権力抑制によって、イギリスにおいて権力分立の質的变化が生じていることを報告する。

関連文献：「ネグリジェンス責任の注意義務に対する欧州人権条約の影響の有無 (1・3・完) —Hill 事件貴族院判決の批判的検討—」早稲田大学法研論集 155 号 (2015 年 9 月)、156 号 (同年 12 月)、157 号 (2016 年 3 月)

◎ 大陸法部会

損害発生に被害者が意図的に関与した場合の損害賠償責任の減免に関する序論的考察 ——ドイツ法における自己危険に基づく行為の概念の解消に関する議論を手がかりに——

神澤 真佑佳

(沖縄大学・講師)

現在の日本法における不法行為法の枠組みでは、民法 709 条に基づく損害賠償責任の成否の問題と民法 722 条 2 項による賠償範囲の調整の問題は異なる枠組みとされている。のみならず、賠償範囲を調整する際には、加害者に過失がある、すなわち損害賠償責任が加害者にあるという判断が前提となっている。

ところが、被害者が、加害者の過失によって自身に損害が発生するおそれがあることを認識して、あえてそこに近づいたといった「損害発生への意図的関与」が被害者にある場合、こうした事情は、一方で加害者の過失の前提となる注意義務違反を否定する要素となりえ、他方で賠償範囲を大幅に縮減する要素となりうる。これは、本来、異なる枠組みとして理解されているはずの損害賠償責任の成否の問題と賠償範囲の調整の問題の区別が、曖昧であることを示しているのではないだろうか。

こうした問題を理論的に解消するための手がかりを得るために、本報告では、ドイツ法における自己危険に基づく行為の概念がドイツ民法 254 条に解消された経緯を整理したい。

関連文献：拙稿「損害発生に被害者が意図的に関与した場合の損害賠償責任の減免に関する序論的考察——ドイツ法における自己危険に基づく行為の概念の解消に関する議論を手がかりに——」
産大法学 52 卷 2 号(2018)143 頁

適格な法とは何か——ドイツ医療契約法の法的視点

村山 淳子

(西南学院大学・教授)

適格な法とは何か。それは、判例に関連づけられた法である。全法秩序の体系に整合的に収められた法である。そして、経済的効率性に配慮ある法である。このような問題意識は、司法判断の積み重ねにより法が形成され、立法活動を通じて法典化される段階において、明確に認識される。もっとも、法の形成が、司法と立法の連続的過程において行われると考えるならば、司法判断においても意識すべきことがらであろう。

政策的要素を多分に含む傾向にある現代の立法活動において、この問題意識はとりわけ重要である。それにもかかわらず、これまでこの問題は、自覚的に提起され、解答を示されてこなかった。

そこで本報告は、上記の問題を提起し、それに解答をみいだすために、2013 年にドイツで成立した医療契約法を素材として、政策的要素を併せ有する現代の立法活動において、自覚すべき法の適格性とはどのようなものか、あるいはそこから逸脱はどこまで許容されるのか、その一例をあきらかにすることを目的とする。

関連文献：村山淳子「ドイツ 2013 年患者の権利法の成立—民法典の契約法という選択—」西南 46 卷 3 号 (2014 年) 117-159 頁；村山淳子「講演『ドイツの患者の権利法』(患者の権利宣言 30 周年記念シンポジウム)——立法における価値判断という問題意識——」西南 47 卷 2-3 合併

号（2015年）201-242頁；村山淳子「＜翻訳＞ドイツ医療契約法（患者の権利法）の法案（理由付）（上）」西南51巻1号（2018）45-85頁；村山淳子「適格な法とは何か——ドイツ医療契約法の法的視点」西南51巻3・4合併号（2019年）89-118頁（直接の対象論文）

フランチャイズ契約締結過程における情報提供義務
- フランスにおける議論を参考に -

矢島 秀和
（白鷗大学・准教授）

わが国では、フランチャイズ契約締結にフランチャイザーが誤った情報をフランチャイジーに提供した場合には、保護義務違反ないしは契約締結上の過失による損害賠償によってフランチャイジーの損害回復がなされてきた。もっとも、そこでは大幅な過失相殺がなされるのが一般的なため、かかる法律構成はフランチャイジーの保護として不十分である。

他方、フランス法では、フランチャイザーから誤った情報提供がなされた場合には、わが国と異なり合意の瑕疵（*vice du consentement*）による契約の無効で処理されている。とりわけ、破毀院商事部2011年10月4日判決は、フランチャイザーから誤った売上予測の提供があった場合に、民法典1110条（現同1133条）に基づき、従来合意に影響を与えない錯誤である価値に関する錯誤とされてきた収益に関する錯誤（*erreur sur la rentabilité*）による無効を認めたものとして注目を集めた。学説では、なぜ収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成するとされたのかにつき、フランチャイズ契約の有する特性を考慮した議論が展開されている。

そこで、本報告では前記の破毀院判決および本判決に係る学説から得られた示唆をもとに、わが国におけるフランチャイジー保護の手段としての錯誤の活用可能性について考察したい。

関連文献：拙稿「フランチャイザーの情報提供義務違反と合意の瑕疵との関連性 - フランスにおける議論を参考に -」法と政治（関西学院大学）67巻1号407-473頁（2016年）；拙稿「フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についての一考察 - フランスにおける議論を参考に -」法と政治（関西学院大学）69巻2号（下）309-380頁（2018年）。

◎ アジア・社会主義法部会

中国民事時効法における例外的延長規定について

渠 遥 (キョ ハルカ)

(東京大学大学院法学政治学研究科・博士課程)

中国の民事時効法には、日本法と同様、時効更新と完成猶予に関する規定が設けられているが、そのうえで更に「特殊な事情があった場合、人民法院は当事者の申請により時効の延長を認める」と定める。この「特殊な事情」について、学者側はその要件が明確でないことを理由に、削除すべきだと強く主張してきたが、2017年の民法総則では同様の規定が引き継がれている。しかし、法定阻害事由以外での時効延長の許容は、その制度の趣旨を没却するものとも言え、その分析に当たっては、この例外的延長がいかなる事案で適用されてきたのか、個別の裁判例における司法の判断を考察することが不可欠となる。本報告は、このような時効の例外的延長の制度沿革と司法の実態を整理したうえで、その政策上の意義も加味し、中国における時効制度と司法の担う役割の特殊な相関性について検討する。

関連文献：朱曉喆「訴訟時効制度的価値基礎与規範表達《民法総則》第九章評釈」中外法学 2017年3期；王軼「民法総則之期間立法研究」法学家 2016年第5期；松久三四彦「時効中断および停止の基本構想」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』別冊 NBL122号 (2008年)

現代ロシアにおける人権制約原理

—2002年過激主義活動対策法による団体規制と信教の自由の関係から—

柴田 正義

(名古屋大学大学院法学研究科・博士後期課程)

近代立憲主義の下で、結社とは、個人が権利を実現することを目的として結成される自律的団体であると説明される。信教の自由の領域において、宗教団体を結成し団体として活動する権利は、信者個人が「共同で」信仰を告白し普及させる上で不可欠である。それゆえロシア連邦では、世俗国家原則の下で信教の自由と宗教団体の活動が憲法により保障されている。

2017年4月、ロシア連邦最高裁判所は、国内の宗教法人「エホバの証人」に対して解散・活動禁止を命じた。同判決は、一般的には宗教的資料の頒布を過激主義活動と認定したことに問題があると論じられる。しかし刮目すべきは、エホバの証人の包括宗教法人に対する解散命令の効果を被包括宗教法人の解散および法人格を持たない信者集団の活動禁止に及んだ点、およびこれが具体的内容を持たない「人権制約原理」により正当化された点である。

本報告は、わが国における破防法的発想が憲法により正当化された右事例を検討することにより、ロシアにおける団体規制と人権保障の関係および人権制約原理の特殊性について検討する。

関連文献：Галахов С. С. Экстремизм в современном обществе. Социальные и криминологические аспекты: монография. М.: ЮНИТИ-ДАНА, 2018. ; Аюшеева И. З. Гражданско-правовое положение религиозных организаций в Российской Федерации: монография. М.: Проспект, 2018. ; Olga kudriashova, *Religious Associations as a National Security Threat: The Russian View in Light of European Standards*, Review of Central and East European Law vol.42, 2017.

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法裁判所—デイトン憲法の矛盾と憲法擁護義務とのジレンマ
大場 佐和子
(日本学術振興会特別研究員：同志社大学政策学部所属)

ボスニアの最高法規は、和平協定たる「デイトン合意」の第4付属文書そのものである。このデイトン憲法は、紛争当事者であった3主要民族を「構成民族」と規定し、構成民族の事実上の棲み分けを前提とした選挙制度設計や拒否権付与を通じた集団的政治的権利の保障によって、構成民族間の対等性の確保を図る。

その反面で、デイトン憲法ならびに選挙法によって、構成民族ではない“Others”とされる人々や「間違ったエンティティ」に居住する構成民族の選挙権が侵害されている。

デイトン憲法を設立根拠とするボスニアの憲法裁判所は、憲法擁護義務を負うためデイトン・メカニズムを否定できない。しかし他方で、デイトン憲法自体も厚く保障する個人の基本的権利や自由という憲法原理をないがしろにすることもできない。

本報告では、欧州人権条約違反を認定されたボスニアの選挙制度に関する諸判例を紹介しつつ、憲法裁判所の抱えるジレンマを考察する。

関連文献：拙稿「デイトン憲法—構成民族の集団的平等と少数派の参政権」月村太郎編著『武力紛争後状況の多元的研究』晃洋書房（近刊）；拙稿「ボスニア・ヘルツェゴヴィナの憲法改革とEUコンディショナリティ」『日本EU学会年報』第40号（2020年）；Sawako OBA “Bosnia and Herzegovina’s Constitutional Reform Deadlock: The Narrow Path to the European Union” in Staničková M., L. Melecký, P. Doleželová and T. Powadová (eds.) *Proceedings of the 5th International Conference on European Integration 2020*, Ostrava: VŠB (2020)

◎ ミニ・シンポジウム A

アメリカの大学におけるロースクールの発展とその社会性

企画責任者・司会 宮川成雄（早稲田大学、本会理事）

アメリカの大学で最も歴史のあるハーバード大学は、1636年に創設された。大学に設置されているロースクールは現在約190校存在し、その中で最も歴史のあるものはハーバード・ロースクールである。しかし、その設立は1817年であり、アメリカの大学の歴史においてロースクールは比較的新しい教育研究機関である。ヨーロッパの大学が神学・医学・法学という3つの学問を軸に発展してきたことに比較すると、アメリカの大学におけるロースクールの設置は遅れたといえる。その理由は、アメリカの法学が学問体系の中で占める役割が、ヨーロッパとは異なり、実務的性質が強かったことに見出すことができる。また、実務法律家の養成の必要性が強かったがゆえに、「大学で実務が教えられるのか」という懸念から、ロースクールが大学に設置されるのが遅れたといえる。

ロースクールが大学に設置されるようになってからも、ロースクールは大学で順調に重要な地位を占めるようになったのではなく、ハーバード・ロースクールも1820年代には学生数が1桁までに減少し、廃止が検討されたこともある。ロースクール教育を活性化し、大学における重要な学問領域として発展させた功労者は、1870年にハーバード・ロースクール・ディーンに就任し、ケース・メソッドを採用したクリストファー・ラングデルである。

アメリカはイギリスからコモンローを継受し、違憲審査制度と連邦制度のもとで独自に法を発展させてきた。このアメリカ法を支えているのは、大学のロースクールにおける法学研究と教育である。アメリカの大学におけるロースクールの発展は、社会における実務法律家の需要とその教育方法に関係がある。19世紀末からロースクールが大学の中での地位を確保するにつれ、社会では19世紀末から20世紀への世紀転換期に、東欧・南欧から大量の「新」移民が流入し、ロースクールの新設が顕著になる。それに対応して、ロースクール教育の質の向上のために、アメリカ・ロースクール協会が1900年に設立される。

実務法律家の需要は、第二次世界大戦後には、1950年代以降の経済発展の中、公民権運動、環境保護運動、女性の平等達成の運動、消費者保護運動等において、訴訟活動をとおした社会改革の推進の高揚によって拡大した。このような社会改革の運動に呼応するかたちで、ロースクールでは正規カリキュラムの中に、現実の依頼者の事件について、教員の指導監督の下に、学生が訴訟代理を含む法律サービスを提供する臨床法学教育が隆盛となる。今日のアメリカのロースクールは、学生教育及び法学研究の成果を、大学が設置されている地域社会の問題解決に取り組む形で提供しており、顕著な社会性を発揮する拠点となっている。

本ミニ・シンポジウムは、①アメリカの大学におけるロースクールの位置づけの歴史の変遷、②ロースクールの法学研究の特色、③大学における法専門職教育の英米の差異、および④現代におけるロースクールの顕著な社会貢献を担っている臨床法学教育の多様な展開について検討する。

報告：

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 「アメリカの大学におけるロースクールの位置づけと歴史的発展」 | 宮川成雄（早稲田大学） |
| 「アメリカのロースクールにおける法学研究の意義と現代的課題」 | 原口佳誠（関東学院大学） |
| 「イギリスにおける法専門職教育の発展と変遷」 | 宮下摩維子（駿河台大学） |
| 「アメリカのロースクールにおける臨床法学教育と社会貢献」 | ピーター・A・ジョイ
（ワシントン大学セントルイス） |

関連文献：宮川成雄「アメリカの臨床教育の原点回帰と社会正義：アメリカ・ロースクール協会臨床法学教育2016年度大会参加報告」臨床法学セミナー13号118—121頁（2018年）；宮川成雄「アメリカの法曹養成制度：徒弟的法曹養成から学術環境における教育へ」比較法研究73号4—17頁（2011年）；原口佳誠「公正な裁判をめぐるアメリカ法—司法による手続的権利の保障と民主主義—」比較法研究74号98—113頁（2012年）；原口佳誠「社会科学としての法理論創造の意義と可能性—ローレンス・M・フリードマンの学説分析を通じて—」曾根威彦・榎澤能生編『法実務、法理論、基礎法学の再定位』（日本評論社、2009年）95—115頁；宮下摩維子「イングランド・ウェールズおよびアメリカにおける多段階紛争解決合意の効力について」比較法研究79号255—257頁（2017年）；宮下摩維子「イングランドおよびウェールズにおけるリーガルサービス・プロバイダの多様性に関する予備的考察」青山法務研究論集13号139—158頁（2017年）；Peter A. Joy, *The Uneasy History of Experiential Education in U.S. Law Schools*, 122 DICK. L. REV. 551 (2018); Peter A. Joy, *Law Schools and the Legal Profession: A Way Forward*, 47 AKRON L. REV. 177 (2014).

◎ ミニ・シンポジウム B

東アジア民主化諸国における移行期正義と法の比較

企画責任者・司会

阿曾正浩（北見工業大学）

本ミニ・シンポジウムでは、東アジアで民主化を経験した3つの国、台湾、韓国、インドネシアにおける移行期正義と法の現状の一端を明らかにしたい。

戦後、中華民国の一部となり、1949年からは中華民国そのものとなった台湾では、反乱鎮定動員時期憲政施行完成要綱、動員戡乱時期臨時條款、戒嚴令などにより、憲法の施行が停止され（1991年まで）、228事件（1947年）を始めとする数々の人権侵害が横行した。国民党一党独裁の下でのいわゆる「白色テロ」と言われる恐怖の時代の冤罪や人権侵害事件の見直しは、3回目の政権交代が起きた2016年以降、本格化する。報告では2017年に成立した「移行期の正義促進条例」にもとづいて進行する自由で民主的で人権の確立された台湾を目指す取り組みの一端を紹介する。

韓国では、韓国憲法裁判所による「従軍慰安婦に関する2011年決定」において、憲法裁判所が、日韓請求権協定をめぐる韓国政府の外交上の義務（および義務の履行を請求する国民の具体的権利）を否定した2000年の決定（98憲マ206）とは区別して、これを認める決定を行った。この結論がいかなる論理によるものなのか、またこうした義務の範囲と限界について、韓国の学説ではどのように理解しているのかといった点について、憲法学上の基本権保護義務論を中心に考察する。

インドネシアでは、1965年に始まり1998年5月に幕を閉じたスハルト権威主義体制下で、政府やその支援を受けた民間組織による重大な人権侵害がたびたび発生した。民主化への移行後、人権侵害に対する訴追、被害者の名誉回復が課題となったが、他方でそれを阻み、さらに政治的抑圧を正当化する法令が制定されている。この法的状況は、権威主義からの移行の画期となる新憲法が、必ずしも自由主義的な憲法ではなく、権威主義憲法と共通性をもっていることにも原因がたどれる可能性を「ポスト権威主義憲法体制」という視点から論じる。

報告：

「台湾における移行期の正義と人権回復の努力」

鈴木賢（明治大学）

「国家による反人権的不法行為に対する韓国司法の役割」

牧野力也（東京家政学院大学）

「インドネシアにおける権威主義体制期の人権侵害とポスト権威主義憲法体制」

島田弦（名古屋大学）

関連文献：呉豪人「大いなる幻影に抗して／台湾の市民社会における転型正義への試み」日本台湾学会報20号（2018年）；門間理良「ASIA STREAM 台湾 2017年11~12月 移行期正義促進条例の成立」東亜607号（2018年）；中川敏宏「韓国憲法裁判所・日本軍慰安婦問題行政不作為違憲訴願事件[2011.8.30決定]」専修法学論集116巻（2012年）；木村 貴「韓国移行期正義における司法の機能：大法院長交代の影響を中心に」東アジア研究15巻（2014年）；Mark Tushnet, *Authoritarian Constitutionalism*, 100 *Cornell L. Rev.* 391, 2015; Tom Ginsburg & Alberto Simpser, "Introduction, Chapter 1 of *Constitutions in Authoritarian Regimes*", University of Chicago Public Law & Legal Theory Working Paper No. 468, 2014.

◎ ミニ・シンポジウム C

EU と日本におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制の比較と課題

企画責任者 川和功子（同志社大学）

司会者 松本恒雄（一橋大学名誉教授）

デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスについての取引は飛躍的な発展を遂げており、その経済的な重要性は急速に高まりつつある。この点に鑑み、とりわけ世界的にみて先駆的な取り組みを実施している欧米諸国の制度の検討が必須であることから、デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約における期待される履行の水準、救済手段を中心に EU 法、英国法、ドイツ法等を踏まえた比較法的研究を行うことが本報告の目的である。

EU においては「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令」（デジタル・コンテンツ指令）（2019/770）、デジタル・コンテンツ指令と共に採択された「物品の売買契約に関する欧州議会及び理事会指令」（物品売買指令）（2019/771）、デジタル・コンテンツ供給契約についての規定を最初に導入したイギリスの 2015 年消費者権利法といった法が存在する。これらの法と、ドイツ法における現状、日本におけるデジタルコンテンツ・デジタルサービス契約に関する学説・判例の現状、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」等との比較をしながらデジタル・コンテンツ法がいかにあるべきか、日本における法制度がどのように構築されるべきなのか等を検討する。

デジタル・コンテンツ指令の起草過程と物品売買指令の改正過程をあわせて研究することによって、従前想定されていた有体物である「物」を目的物とする取引とデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービス取引との間で規律の仕方に違いを設ける必要があるのかという点、さらに、これらの取引には、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスといった無体物あるいはサービスの対価として、消費者が代金を支払う取引のほか、消費者が個人データを条件に基づいて提供する取引も含まれることから、従来の有償契約に関する規定がこれらの取引に関しても同様に適用できるのかといった点についても検討していく。

いずれにせよ、同指令は、日本の債権法改正において完全に等閑視されたこの論点について、我々に多くのヒントを提供するであろう。

報告：

- 「企画趣旨」 松本恒雄（一橋大学名誉教授）
「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約に関する EU 指令、物品売買指令とイギリスの 2015 年消費者権利法における契約適合性について」 川和功子（同志社大学）
「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約における救済手段」馬場圭太（関西大学）
「ドイツ法におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制—給付の瑕疵概念を中心に」 芦野訓和（専修大学）
「日本におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制—EU との比較と課題」 松本恒雄（一橋大学名誉教授）

関連文献：松本恒雄＝川和功子＝馬場圭太＝芦野訓和「特報・EU と日本におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約法制の比較と課題」Law & Technology 89 号 65-105 頁（2020 年）；経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則 令和 2 年版」<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828001/20200828001-1.pdf>；松本恒雄＝齋藤雅弘＝町村泰貴編『電子商取引法』（勁草書房、2013 年）；Tsuneo Matsumoto, Article 2B and

Mass Market License: A Japanese Perspective, *Berkeley Technology Law Journal*, 13(3) 1283-1287(1999) ; 川和功子「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令について—契約適合性についての規定を中心に—」*同志社法学* 71 卷 6 号 1-38 頁 (2020 年) ; 川和功子・金子宏直「EU におけるデジタル・コンテンツ契約の現在」*法とコンピュータ* 36 号 113-125 頁 (2018 年) ; カライスコス・アントニオス=寺川永=馬場圭太「デジタル・コンテンツ供給契約及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令(Directive (EU)2019/770)」*ノモス* 45 号 121-160 頁 (2020 年) ; 馬場圭太「デジタル・コンテンツ供給契約における契約適合性の判断 — EU デジタル・コンテンツ供給契約指令提案を素材として」*関西大学法学研究所研究叢書* 第 56 冊『欧州私法の新たなる潮流 II』1-23 頁 (2018 年) ; 芦野訓和「連続シンポジウム デジタル社会における『人』と『法』」について」*東洋法学* 61 卷 2 号 121-140 頁 (2017 年) ; Norikazu Ashino, *Die zivilrechtliche Methodenlehre gegen die Entwicklung der sozialen Gesellschaft*, *東洋法学* 59 卷 1 号 60-53 頁 (2015 年)

◎ ミニ・シンポジウム D

言語をめぐる法制度および言語権の比較研究

企画責任者・司会 渋谷謙次郎（早稲田大学、本会理事）

本ミニ・シンポジウムでは、社会言語学や国際人権法の領域では比較的浸透しているが、日本の国内法研究領域ではいまだ定着しているとはいえない「言語法」や「言語権」の概念について、諸外国・地域での定着・運用のされかたなどを比較しつつ、フロアとの概念共有を目指す。言語権という講学上の概念は、主に社会言語学の領域で、1970年代から特に欧米における国内少数言語集団の権利問題として議論されるようになり、1980年代には言語的諸権利の体系化を試みるスクトナブ＝カンガス 1984 が著され、また言語権の法的性質について北米社会を例にキムリッカ 1995 が重要な議論を投げかけた。日本ではこれらの議論は社会言語学領域や政治学の一部では盛んに取り上げられた一方、法律学分野では欧州少数語地域語憲章の採択直後や、EU 統合期の各国憲法改正などを除き、あまり顧みられなかった。しかし、2000年代には、カナダにおけるケベック州フランス系住民や先住民の少数言語問題を詳細に追った鈴木 2000 や、欧州各国での議論をまとめた渋谷 2005 が出版され、また日本独特の言語権の現れとして日本手話をめぐる問題を扱った渋谷+小嶋 2007 という、欧州とはやや趣の違う独自の展開をみせているが、学界において言語法や言語権が研究の一分野として定着しているとはいえない。しかし、日本国内もそろそろ目を背けていられない多言語多文化状況になりつつあり、法学者はそれぞれの領域で責任ある対応を迫られている。

本ミニ・シンポジウムでは、まずこの問題を長年にわたって研究してきた渋谷が言語法/言語権に関する概括的な解説をしたうえで、司会進行を担当する。各論報告として、多民族国家を標ぼうしつつ、急速に標準中国語（普通話）の普及政策が進められている中国（小田）、言語多様性の尊重が一次法で明記され、政策の実施において多言語主義 multilingualism が標ぼうされる EU（木場）、ソ連邦から独立したことにより民族国家としてのアイデンティティが再構築されるとともに、領域内に少数言語話者としてロシア語系住民を抱えることになった旧ソ連諸国（竹内）、言語に関する法令を持ちながらも明確な言語政策や言語権の理念を欠く日本（杉本）の各地について、各報告者が言語法制度や言語権の実現状況を報告する。これらを踏まえて、フロアとの意見交換を行いたい。

報告：

「言語法/言語権に関する概要」	渋谷謙次郎（早稲田大学）
「中国における言語法/言語権」	小田格（中央大学）
「EUにおける言語法/言語権」	木場修司（早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程）
「旧ソ連諸国における言語法/言語権」	竹内大樹（神戸大学大学院法学研究科博士課程）
「日本における言語法/言語権」	杉本篤史（東京国際大学）

関連文献：鈴木敏和『言語権の構造：英米法権を中心として』（成文堂、2000年）；渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法：欧州諸国と多言語主義』（三元社、2005年）；渋谷謙次郎+小嶋勇編著『言語権の理論と実践』（三元社、2007年）；木場修司「EU法における言語権」法と言語 3号 25-37頁（2016年）；杉本篤史「日本の国内法制と言語権—国際法上の言語権概念を国内法へ受容するための条件と課題」社会言語科学 22巻 1号 47-60頁（2019年）；小田格（2021）「中華人民共和国の『普通話の普及による脱貧困という難題攻略』について」『言語政策』第17号（2021年3月末発行予定）；竹内大樹「EUの東方拡大と「国民」概念の変容—ラトヴィアとウクライナを素材に—」吉井昌彦編『EUの回復力』（勁草書房、2021年夏出

版予定) ; Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Clarendon Press (1995) ; Tove Skutnabb-Kangas, *Bilingualism or not - the education of minorities*, Clevedon, *Multilingual Matters* (1984).

◎ ミニ・シンポジウム E

アメリカ憲法訴訟の司法制度的・訴訟手続的基礎

企画責任者・司会 会沢恒（北海道大学、本学会理事）

日本国憲法の母法であり、また多様な事件・分野について活発な訴訟活動が繰り広げられ、それを通じた判例の蓄積も膨大なことから、アメリカの憲法訴訟については我が国の学界でも実務でも大きな関心が払われ、研究が蓄積されてきた。しかしながら、そこでの分析は憲法訴訟の実体面、すなわち各分野における法理や審査基準等に軸足があったように思われる。

他方、そうした訴訟活動の基盤である憲法訴訟の手続面に関する知見の蓄積についてはやや手薄な面があったのではないか。憲法判例がどのような制度基盤の上でいかなる手続を経て生み出されているかの全般的な見通しについては、存外に盲点となっているように思われる。合衆国憲法は違憲審査制についての明文規定を持たず、これを司法権に内在する権能として把握するが故に、アメリカの憲法訴訟は司法権のコンセプトとそれを行使する裁判所制度によって枠付けられることになる。逆に、アメリカにおける司法権・裁判制度をめぐる議論はしばしば、最大の重要性を有する事件類型としての憲法事件を念頭に置いて行われる、という側面もある。

本企画は、アメリカの憲法訴訟を基礎付け、憲法判例を理解する前提となる、アメリカの司法制度・裁判手続について検討を加えるものである。議論に値する論点は多岐に亘るが、まず総論的な点に関する3つの報告を予定している。第一に、大林報告は、憲法事件を特に取り扱う訴訟類型およびそこで求められる救済について論じる。第二に、小林報告は、司法権の対象たる「事件」ないし「争訟」の意義について検討する。第三に、御幸報告は、訴訟当事者以外の者が裁判所に意見を表明することを可能とする、アマカス・キュリィの制度と運用実態について検討を加える。加えて吉川報告が、特殊な事件類型について独自の手続が設けられている例として、選挙関連事件の手続の概要を紹介する。

以上4つの主報告に対し、カナダ憲法・ドイツ憲法に明るい研究者および民事訴訟法の研究者をコメンテータとして、それぞれの観点からアメリカの憲法訴訟に独特と思われる点を指摘してもらおう。以て、アメリカ憲法訴訟の司法制度的・訴訟手続的基盤について、立体的な像を提示したい。

報告：

- 「企画趣旨説明」会沢恒（北海道大学）
- 「憲法訴訟の回路と救済」大林啓吾（千葉大学）
- 「司法判断適合性、当事者適格」小林祐紀（琉球大学）
- 「アマカス・キュリィ」御幸聖樹（同志社大学）
- 「選挙関連訴訟の手続」吉川智志（帝京大学・助教）
- 「コメント・カナダ憲法の観点から」白水隆（千葉大学）
- 「コメント・ドイツ憲法の観点から」柴田憲司（中央大学）
- 「コメント・民事訴訟法の観点から」内海博俊（立教大学）

関連文献：大林啓吾編『アメリカの憲法訴訟手続』（成文堂、2020年）

（会沢→第1章執筆、大林→編者・第2章執筆、小林→第3章執筆、御幸→第7章執筆、吉川→第10章執筆）

***** シンポジウム *****

「リーガル・プロフェッション論」

企画責任者 宮川成雄（早稲田大学、本会理事）

1. 企画趣旨

裁判官、検察官、および弁護士という法曹三者だけでなく、隣接法専門職を視野に入れて、「法の支配」あるいは「法治国」を支えるリーガル・プロフェッション（法専門職集団）が、世界の主要各国において、現在どのような課題を抱えており、それにどのように対処しようとしているのかを比較検討する。各国の課題にはその国の歴史と社会の発展による固有のものもあれば、諸国に共通し相互に関連する課題もある。また COVID-19 のパンデミックは、現代のリーガル・プロフェッションが取り組むべき課題を顕在化すると同時に、サービスの変容を促進するものといえる。これらの検討を通じて、各国の法専門職集団の特徴と、現代世界に共通する法専門職集団の構造変化を明らかにしたい。

本シンポジウムでは、英・米・仏・独・中・日の6か国を対象として、4つの柱となる問題意識を共有して、歴史的に異なった経緯をたどって形成されてきたリーガル・プロフェッションの各国の比較と、現代の課題にアプローチする。

第一の柱は、いかなる職業集団を、現代の英語表現である「リーガル・プロフェッション」として把握するかである。裁判官・検察官・弁護士をして法曹三者と把握するだけでは、フランスで「法曹の王者」といわれる公証人が抜け落ちる。訴訟従事者だけではなく、土地財産の安定した継承を支えて法秩序の維持に仕える伝統的法専門職集団、あるいは登記事務や行政事務の整序に仕える法専門集団の活動範囲の拡大、ビジネス活動のコンプライアンスを担い、広範な市民の契約締結や消費者被害の救済と予防を担う法専門職集団など、リーガル・プロフェッションとは誰を指すのかを論じる。

第二の柱は、リーガル・プロフェッションが、市民に提供するサービスは、それを必要とする者と場面で提供されているのかである。アメリカで「ジャスティス・ギャップ」といわれる「持つ者」と「持たざる者」とに提供されるリーガル・サービスの格差は、法律家を増やすだけでは解消しない。また、サービスの提供形態は、情報通信技術（ICT）と人工知能（AI）を複合して活用することにより、大きく変容しつつあり、今次のパンデミックは人と人を対面で結ぶ従来のリーガル・サービスをどのように方向づけるのかを論じる。

第三の柱は、リーガル・プロフェッションの人材養成について、知の人的物的資源を蓄積してきた大学は、どのような貢献をしているかである。日本に限らず、世界各国は、法専門職養成を、実務現場での徒弟的訓練に頼るのではなく、信頼に値する教材を提供し、体系的なカリキュラムを構成し、効果的な教育方法を用いる学術環境における法専門職教育の方向にシフトしつつある。報告対象の6か国の大学は、どのような試みをしているかを論じる。

第四の柱は、国境を越えた活動をするリーガル・プロフェッションにどのような課題があるのかである。それは外に自国の法専門職を送り出すアウトバウンドの課題と、他国の法専門職を受け入れるインバウンドの課題が双方向に絡み合う。また、各国の法専門職集団がグローバルに協力する課題を検討すると同時に、ある国の法専門職集団が突出する一国主義の問題を検討する。

2. 報告

企画趣旨	宮川成雄（早稲田大学）
イギリス	幡新大実（大阪女学院大学）
アメリカ	楠田弘子（ロヨラ大学ニューオリンズ校）
フランス	山倉愛（二松学舎大学）
ドイツ	小川浩三（専修大学）
中国	胡光輝（北陸大学）
日本	石田京子（早稲田大学）

関連文献：幡新大実『イギリスの司法制度』（東信堂、2009年）；宮下摩維子「イングランドおよびウェールズにおけるリーガルサービス・プロバイダの多様性に関する予備的考察」青山法務研究論集 13号 139—158頁（2017年）；Ann Southworth & Catherine L. Fisk, *The Legal Profession: Ethics in Contemporary Practice*, 2d. Ed. (West Academic Pub. 2019); Rosa Kim, “Globalizing the Law Curriculum for Twenty-First-Century Lawyering,” *Journal of Legal Education*, Vol. 67, No. 4 (Summer 2018), pp. 905-948; Ghazi Alain (横山美夏 (訳)) 「フランスにおける法律家の養成（フランスの法曹養成制度）」*ジュリスト* 1319号 106-109頁（2006年）；Jean de Poulpiquet; Philippe Brun; Richard Crone; Philippe Pierre, *Responsabilité des Notaires 2019/2020: Civil/Discipline/Pénal*, 3éd, 2018, Dalloz; 胡光輝「中国における法学教育と法曹養成」*比較法研究* 73号 54-66頁（2011年）；胡光輝「中国における法曹養成制度の改革--弁護士を中心に」*法律時報* 80巻 4号 67-73頁（2008年）；石田京子「日本の弁護士と隣接法専門職による専門的法律サービス:レトリックと現実のギャップ」*比較法学* 52巻 3号 125—133頁（2019年）；石田京子「民事司法アクセス分野における司法制度改革の成果と課題」*論究ジュリスト* 31号 50-57頁（2019年）

IV. 問い合わせ先一覧

【総会前の問い合わせに対応する窓口】

ZOOM のダウンロードや参加方法等のシステム的なお問い合わせ

システム担当 株式会社アステム

E-Mail : convention-help1@astem-co.co.jp

TEL : 080-7652-3154

※電話受付時間 6月3日(木) 13:00~18:00

6月4日(金) 13:00~18:00

【当日のログイン等に関するお問い合わせ窓口】

システム担当 株式会社アステム

E-Mail : convention-help1@astem-co.co.jp

TEL : 080-7652-3154

※電話受付時間 配信日の開場時間 30分前~終了後 30分

6月5日(土) 8:00~17:30

6月6日(日) 8:30~17:00

【所属変更・入退会・雑誌購読など会員情報に関する問い合わせ窓口】

一般社団法人 学会支援機構 比較法学会係

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン 4階

E-mail : hikakuhou@asas-mail.jp TEL : 03-5981-6011 FAX : 03-5981-6012

【事務局からのお知らせ】

比較法学会の会員管理業務は、一般社団法人・学会支援機構に委託しています。所属変更・入会申込・退会届・叙勲等申請のための在籍期間確認・雑誌購読のご連絡は、同機構・比較法学会係宛にお願いいたします。その他のお問い合わせに限り、学会事務局にご連絡ください。

一般社団法人 学会支援機構 比較法学会係

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン 4階

E-mail : hikakuhou@asas-mail.jp TEL : 03-5981-6011 FAX : 03-5981-6012

比較法学会事務局

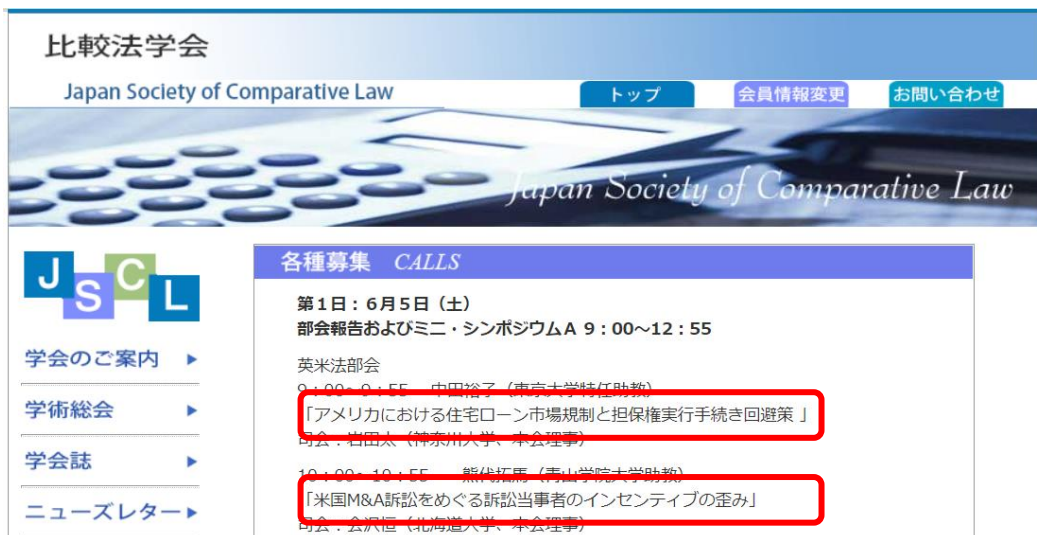
〒101-8425 東京都千代田区神田神保町 3-8 専修大学法学部

V. 第84回総会への参加方法について

- ① 比較法学会ホームページ (<http://www.asas.or.jp/jscl/index.html>) から、特設ページへアクセスしてください。特設ページを閲覧するには、パスワードが必要です。
※パスワードは「hikakuhou2021」
※特設ページには6月3日(木)よりアクセス可能となります。

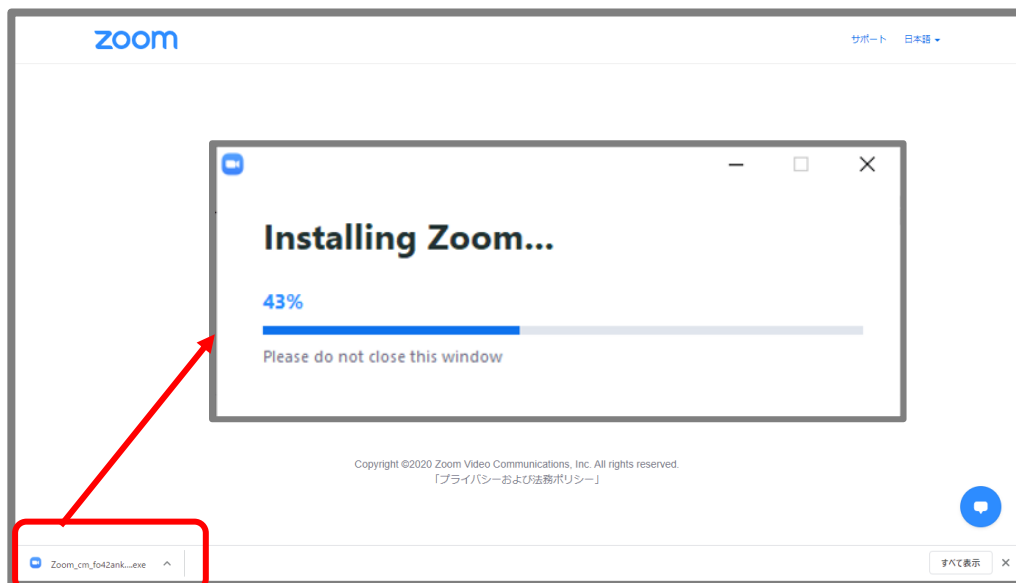


- ② 参加したい Zoom ミーティングの URL をクリックしてください。
URL は、各報告タイトルにリンクされています。
各報告毎に URL が異なりますので、ご注意ください。



- ③ Zoom アプリのダウンロードが開始されます。
※すでにインストール済みの場合、⑤へお進みください。

- ④ ダウンロード完了後、画面左下の exe をダブルクリックします。



ダウンロード後のインストールの手順は、会員各位のシステム環境に依存しますので、PC等の指示にしたがって完了させてください。

- ⑤ 「Zoom Meeting を開く」をクリックします。
※各セッションにパスワードは設定しておりませんので、クリック後すぐに入室できます。



⑥ 注意事項

下記内容のメッセージが表示された場合、ミーティング開催前となります。
10分前より参加可能となりますので、開始までしばらくお待ちください。

